

指 示

平成 23 年 10 月 14 日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 6 月 2 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 茨城県土浦市、行方市、鉾田市及び小美玉市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 茨城県土浦市及び鉾田市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 貴県において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成23年6月2日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。